附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十九条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書を提出した者（所得税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十一号）の施行の日前において、同法による改正後の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第六十六条の二の規定を適用することとしたならば、同条に規定する申告をしなければならない者を含む。）のうち、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書又は消費税法第二条第一項第十七号に規定する確定申告書等若しくは第四十二条の二に規定する中間申告書の提出において、法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者は、この命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第二項柱書及び第九条第六項柱書に規定する法第十六条に規定する本人確認の措置を講じている者とみなす。

告　示

○国家公安委員会告示第六十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月八日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。		国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。	
一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分		一　［同上］	
路線名	区間	路線名	区間
［略］		［同上］	
四百九号	川崎市から木更津市まで	四百九号	川崎市から木更津市まで
四百二十三号	箕面市坊島から同市下止々呂美まで	［項を加える。］	
［略］		［同上］	
［二～四　略］		［二～四　同上］	
備考　表中［　］の記載は注記である。			

附　則

この告示は、平成二十九年十二月十日から施行する。

○国家公安委員会告示第七十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

名簿記載者公告番号　QE―29（ラシュカル・イ・ジャングヴィ（LASHKAR I JHANGVI（LJ））

1　変更前

名簿に記載された年月日　2003年２月３日（2011年12月13日に改訂）

その他参考となるべき事項　主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

2　変更後

名簿に記載された年月日　2003年２月３日（2011年12月13日及び2017年11月20日に改訂）

その他参考となるべき事項　主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第2161号（2014年）に基づく見直しは2016年12月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282017

○外務省告示第四百一号

日本国政府は、平成二十二年十月十五日に名古屋で採択された「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」の受諾書を平成二十九年十二月五日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同補足議定書は、その第十八条１の規定に従い、平成三十年三月五日に効力を生ずる。

なお、同補足議定書の締約国は、平成二十九年十二月一日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、カンボジア王国、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、キューバ共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、ドイツ連邦共和国、ギニアビサウ共和国、ハンガリー、インド、アイルランド、ラトビア共和国、リベリア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マリ共和国、メキシコ合衆国、モンゴル国、オランダ王国、ノルウェー王国、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、シリア・アラブ共和国、トーゴ共和国、ウガンダ共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ベトナム社会主義共和国、欧州連合

平成二十九年十二月八日

外務大臣　河野　太郎